

2026 年 7 月 会計基準アドバイザリー・フォーラム（ASAF） 議事概要

I. 概要

1. 会計基準アドバイザリー・フォーラム（ASAF）会議が、2026 年 7 月 6 日及び 7 日に英国（ロンドン）にて開催された¹。ASAF 会議の主な内容は、次のとおりである。

2026 年 7 月 ASAF 会議出席メンバー

（ASAF メンバー）

組織名	出席メンバー
パン・アフリカ会計士連盟（PAFA）	Raymond Chamboko
アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ（AOSSG）	Keith Kendall 他
企業会計基準委員会（ASBJ）	川西委員長、矢野常勤委員
中国財政部会計司（MOF-ARD）	Jie Xue
オーストラリア会計基準審議会（AASB）及びニュージーランド報告審議会（XRB）	Keith Kendall、 Carolyn Cordery 他
サウジ勅許職業会計士協会（SOCPA）	Gihad Alamri 他
エフラグ（EFRAG）	Sébastien Harushimana 他
フランス国家会計基準局（ANC）	Pierre Martin
ドイツ会計基準委員会（DRSC）	Sven Morich
イタリア会計基準設定主体（OIC）	Tommaso Fabi
英国エンドースメント審議会（UKEB）	Paul Lee 他
ラテンアメリカ会計基準設定主体グループ（GLASS）	Carlos Valle 他
カナダ会計基準審議会（AcSB）	Armand Capisciolto 他
米国財務会計基準審議会（FASB）	Hillary Salo 他

（IASB 参加者）

Linda Mezon-Hutter 議長、プロジェクト担当理事、担当スタッフ

¹ 一部の ASAF メンバーはウェブ会議で参加。

2026 年 7 月 ASAF 会議の議題

議 題	予定 時間	実際 時間	参照 ページ
資本の特徴を有する金融商品	90 分	65 分	3
無形資産	90 分	95 分	9
金融機関におけるキャッシュ・フロー計算書に関する UKEB のプレゼンテーション	45 分	60 分	14
キャッシュ・フロー計算書及び関連事項	90 分	65 分	19
料金規制対象活動	30 分	45 分	24
リスク軽減会計	75 分	60 分	29
企業結合－開示、のれん及び減損	30 分	30 分	37
プロジェクトの近況報告と次回 ASAF 会議の議題	15 分	15 分	41

今後の日程(予定)

2026 年 10 月 1 日及び 2 日（ロンドン）

ASAF 会議への対応

- 今回の ASAF 会議への対応については、企業会計基準委員会のほか ASAF 対応専門委員会及びディスクロージャー専門委員会において検討を行った。

II. 資本の特徴を有する金融商品

議題の概要

3. 本セッションでは、「資本の特徴を有する金融商品」のプロジェクトのアップデートが提供されるとともに、公開草案「資本の特徴を有する金融商品（IAS 第 32 号、IFRS 第 7 号及び IAS 第 1 号の修正案）」（以下、本章において「本公開草案」という。）における企業自身の資本性金融商品を購入する義務に関連する提案について、利害関係者から寄せられたフィードバックの総括が行われた。また、当該論点に関し、連結財務諸表における代替的な表示アプローチ及び測定に関する要求事項案の改善の可能性について、ASAF メンバーの見解が求められた。
4. ASAF 会議のアジェンダ・ペーパー（以下「AP」という。）¹においては、次の IASB スタッフの提案が示されている。
 - (1) 財政状態計算書において、非支配持分の売建プット・オプション（以下「NCI プット」という。）により資本に認識される借方金額を、非支配持分の控除項目として、非支配持分の中の内訳項目として表示する（以下「財政状態計算書における代替的な表示アプローチ」という。）。
 - (2) 純損益計算書の帰属セクションにおいて、「親会社の所有者に帰属する純利益」の内訳項目として、「子会社の純利益に対する持分」及び「NCI プット負債の再測定」の金額を追加的に表示する（以下「純損益計算書における追加的な表示」という。）。
 - (3) 企業自身の資本性金融商品を購入する義務に係る金融負債について、支払を要求される可能性のある最初の日における要求払金額を割り引いた金額を下回らない金額で測定する。
5. ASAF メンバーに対する質問は、次のとおりである。
 - (1) 財政状態計算書における代替的な表示アプローチは、財政状態計算書における企業自身の資本性金融商品を購入する義務の表示に関して利害関係者が示した懸念に対応しているか。また、財務諸表利用者に有用な情報を提供するか。
 - (2) 純損益計算書の帰属セクションに追加の表示を行うことは、純損益計算書における見かけ上の二重計算に関する懸念に対応しているか。また、財務諸表利用者に有用な情報を提供するか。
 - (3) 本公開草案の測定のアプローチの適用について識別された課題に対して、IASB がどのように対応することを提案するか。

ASAF 会議での議論の概要

6. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

（財政状態計算書における代替的な表示アプローチ及び純損益計算書における追加的な表示について）

- (1) 財務諸表の透明性が向上するため、財政状態計算書における代替的な表示アプローチを支持する。
- (2) 見かけ上の二重計算に関する懸念に対応しているため、財政状態計算書における代替的な表示アプローチを支持する。
- (3) 財政状態計算書の代替的な表示アプローチ及び純損益計算書の追加的な表示は、詳細な表示を通じてよりよい情報を提供し、NCI プットにより生じる直観に反する影響も含めて NCI プットの個々の影響の原因を明確に説明しているため、IASB スタッフが提案した代替案を支持する。また、AP1 の表示例については、金融負債の公正価値の変動額と純利益に対する非支配株主の持分が同額であるため、誤解が生じる可能性がある。これらの金額を異なるものとし、2つの事象が生じていることを示す方がよいと考える。
- (4) 財務諸表利用者が NCI プットの経済的実態及び負債の再測定による帳簿金額の変動を理解するうえで有用であるとともに利害関係者の懸念に対応しているため、財政状態計算書における代替的な表示アプローチ及び純損益計算書における追加的な表示を支持する。
- (5) 我々の地域の利害関係者は、財政状態計算書における代替的な表示アプローチの方向性に同意している。ただし、負債の帳簿価額の変動を純損益に認識することには同意しておらず、これを資本に認識することを求めている。この根本的な問題を解決していないため、純損益計算書における追加的な表示は有用ではないという見解が示されている。
- (6) 負債の帳簿価額の変動を認識する区分を変更することは本プロジェクトの範囲外であると考えするため、慎重に検討すべきである。
- (7) NCI プットが所有者との取引であるならば、負債の帳簿価額の変動も所有者との取引として認識すべきと考える。
- (8) IFRS 第 10 号「連結財務諸表」（以下「IFRS 第 10 号」という。）は、子会社に対する

所有持分に関連するリターンへのアクセスを与えていない場合、当該金融商品を IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）に従って会計処理すると規定している。したがって、NCI プットの変動額を純損益として認識することは、IFRS 第 9 号及び IFRS 第 10 号と整合していると考ええる。（IASB スタッフ）

- (9) 金融負債の存在をより適切に反映しているため、財政状態計算書における代替的な表示アプローチを支持する。ただし、このアプローチは資本の表示に影響を及ぼすため、発効日や経過措置について慎重に検討してほしい。また、純損益計算書における追加的な表示は、財務諸表利用者が契約の影響を理解するうえで有用であり、見かけ上の二重計算に関する懸念を緩和していると考ええる。
- (10) 財政状態計算書における代替的な表示アプローチについて、提案の方向性を支持するものの、表示による対応ではなく IAS 第 32 号「金融商品：表示」（以下「IAS 第 32 号」という。）BC11 項の記述を根拠として、当初の借方計上を非支配持分の認識の中止として反映する必要があると考ええる。
- (11) 我々の地域では財政状態計算書における代替的な表示アプローチを支持する意見と懸念を示す意見とが半々であった。懸念の内容は、財政状態計算書における代替的な表示では所有者持分が実質的に移転する可能性を反映できないというものであった。純損益計算書における追加的な表示についても同様の懸念が示されたものの、我々の地域の一部のメンバーは、純損益計算書における追加的な表示が財務諸表利用者に追加の情報を提供すると考えたため、財政状態計算書の代替的な表示アプローチよりも多くの支持を得ていた。
- (12) 測定基礎が異なる数値の小計を示すことにどのような意義があるのか、また、NCI プット考慮後の非支配持分の金額がマイナスとなり得るのかという点について、更なる検討が必要であると考ええる。
- (13) 財政状態計算書における代替的な表示アプローチについて、負債の帳簿価額が非支配持分の帳簿価額を上回る場合の取扱いや、異なるクラスの企業自身の資本性金融商品によって NCI プットが決済される場合の取扱い等を明確化してほしい。
- (14) 財政状態計算書における代替的な表示アプローチ及び純損益計算書における追加的な表示は、公開草案に対するフィードバックに対応していると考ええる。なお、我々の法域の投資家は、NCI プットの事後的な公正価値の変動の認識を望んでいない。
- (15) 純損益計算書における追加的な表示の提案は、現在の取扱いと整合的であり、反対意

見は示されていない。

- (16) 資本に与える影響をより包括的に示すとともに、親会社の所有者に帰属する純利益は NCI プットの変動によるものを含んでいることを示しているという観点から、純損益計算書における追加的な表示は有用であると考ええる。
- (17) 純損益計算書における追加的な表示については、提示された表示例は理解しにくいものの透明性が高まることから、我々の法域の財務諸表利用者は純損益計算書における追加的な表示を支持している。
- (18) 純損益計算書における追加的な表示の提案に同意するものの、NCI プットは所有者間の取引であることを踏まえると、事業から生じた損益と所有者に関連する取引から生じた持分の変動は区別する方が望ましいと考える。
- (19) 財政状態計算書の代替的な表示アプローチにおいて採用された考え方が純損益計算書に適用されていないことは遺憾である。純損益計算書における追加的な表示の提案は、非支配持分の金額と金融負債の変動額を機械的に合算しているにすぎず、見かけ上の二重計算の懸念に対応していないと考える。
- (20) 我々の関心は利用者が混乱しないようにすることであるが、純損益計算書における追加的な表示は、一般的な利用者にとってどのような情報を得ることができるのかが不明である点で懸念がある。このため、資本から控除している NCI プットの金額と損益計算書における NCI プットの金額との調整表を設けることを提案する。

(測定アプローチの適用について)

- (21) IASB スタッフの提案の方向性を支持する。
- (22) IASB スタッフの提案を支持するものの、想定される様々な影響を把握するため、多様な業種においてフィールド・テストを実施することを提案する。
- (23) IASB スタッフの提案を支持するものの、測定は IFRS 第 9 号の適用後レビューにおいて重要な論点として識別されていない。このため、本プロジェクトにおいて、より広範な負債の測定に関する疑問に対応するかという点は慎重に検討すべきと考える。
- (24) 我々の法域では、金融負債の測定についての明確化は一定程度有用であるという意見が聞かれている。ただし、新たな測定基礎を生み出しているという懸念があるため、この測定方法は新たな測定基礎ではないということを明確にする必要があると考える。

- (25) 会計基準設定主体が評価について詳細なガイダンスを設けるべきか疑問がある。公正価値で測定するのであれば、権利が行使される確率等が反映されるため、IASB スタッフが提案している測定方法は、調整した公正価値のような概念による新たな測定基礎のように思われる。また、下限の金額を定めるだけでは、我々の法域において一般的である資本の価値の一定割合を NCI プットの所有者に支払う契約等のより複雑な事例には対応できないと考える。
- (26) 現時点では、IASB スタッフの提案による改善効果は明らかではなく、提案が意図しない問題を生じさせる可能性があると考ええる。また、IASB スタッフが本公開草案に対するフィードバックに対応しようとしていることは理解するものの、IAS 第 32 号に新たな測定基礎を導入する可能性、AP1 のスライド 32 に記載されている課題及び複雑性並びに NCI プットと要求払預金の性質の違いといった論点があるため、これらの点に留意してほしい。
- (27) 我々の地域では、単純な NCI プットについては IASB スタッフの提案を支持する意見が示されたものの、償還金額が変動するような複雑な金融商品に対して当該アプローチを適用することについては懸念が示された。
- (28) 不履行リスクを測定に含めるかという点について、我々の地域では見解は割れていた。また、測定に含めるのは将来の EBITDA とすべきか、報告日時点の EBITDA とすべきかという点については、主に利用者からの観点で現在は将来の EBITDA を考慮しているという意見があった。最後に、負債の金額は要求払の金額を下回らないとする点については同意する。
- (29) NCI プットの測定における割引率には不履行リスクを含めるべきと考える。また、償還金額が将来の EBITDA に基づいて決定される場合、企業の最善の見積りを反映して測定すべきと考える。最後に、償還金額が変動する場合には、支払う可能性のある最大金額を用いるべきと考える。
- (30) 買戻し金額を元本及び利息に基づいて決定する場合、契約上の利回りを割引率として用いることを認めるべきと考える。また、償還金額が EBITDA マルチプルに基づく場合には見積りが容易であり、信頼性をもって行えるのであれば合理的に見積もった EBITDA に基づき償還金額を測定すべきと考える。
- (31) AP1 の提案の趣旨は、NCI プットによる支払金額は発行者がコントロールできないため、少なくとも支払を要求される可能性のある最初の日支払金額を用いて金融負債を測定するというものである。また、不確実性を理由として金融負債を認識しないと

いう結論とならないようにすることを意図している。(IASB スタッフ)

III. 無形資産

議題の概要

7. 本セッションでは、利用者の情報ニーズに関する IASB の発見事項がプロジェクトの方向性に及ぼし得る影響について ASAF メンバーの意見を求められた。
8. ASAF メンバーに対する質問は次のとおりである。
 - (1) 利用者の情報ニーズに関する発見事項及びプロジェクトの方向性への示唆に関する初期的なスタッフの見解を考慮して、プロジェクトの方向性にどのような助言があるか。
 - (2) IASB スタッフの分析にはない、IASB が考慮すべきと考える事項はあるか。

ASAF 会議での議論の概要

9. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

(プロジェクトの進め方)

- (1) 有形資産と無形資産を物理的な実体のみによって区別した場合、経済的に類似した特性を持つ資産又は取引に類似した会計処理を行わなくなるため、物理的な実体のない非貨幣性資産という無形資産の特徴に着目する IASB スタッフのアプローチには同意できない。我々は、新種の無形資産に対して既存の IFRS 会計基準を適用し得るかの分析から開始することを提案する。(ASBJ)
- (2) 原則主義の基準開発とし、ケーススタディを原則主義のアプローチに役立ててほしい。
- (3) 認識の要求事項から開始するプロジェクトの方向性を支持する。
- (4) 認識及び測定ではなく、開示要求の改善を優先してほしい。
- (5) 認識及び測定を最初に進めるべきか、開示要求の改善を優先すべきかについて、我々の地域では見解が分かれている。
- (6) AP に記載された利用者からのフィードバックには、利用者は個々の資産ではなく企業全体の業績や事業レベルの価値に焦点を当てているとしながら、他方で支出の分解を求めており、必ずしも整合的ではない。利用者のニーズが実際に何なのかが不明確なため、認識の要求事項を修正すべきか、開示の改善で対応すべきかを判断するのは

難しいと考える。

- (7) より適切な開示と分解によって、情報の比較可能性や認識及び測定など多くの論点は解決できる可能性があると考ええる。
- (8) 我々が行っているのは包括的なレビューであり、包括的とは認識、測定、開示などすべてを意味する。開示を優先して、認識と測定を修正した後に再度開示を検討することは、コストの点から問題がある。(IASB 理事)
- (9) IASB は現状では主として利用者からの意見を求めているが、基準を適用する際の課題を識別するために作成者へのアウトリーチも行うべきである。

(認識の要求事項)

- (10) 認識の要求事項について、我々の法域の利害関係者から、提供される情報の比較可能性や恣意性への重大な懸念を示す意見や、開発局面での支出の資産計上が妥当であるか再検討を求める意見が聞かれており、現行の IAS 第 38 号「無形資産」で認識される一部の資産は、利用者にとって有用な情報を提供していない可能性があると考えている。したがって、IASB スタッフが検討している致命的な欠陥のレビューの実施ではなく、認識についてのより広範なプロジェクトを検討すべきである。(ASBJ)
- (11) 認識の要求事項のより広範な見直しについては、致命的な欠陥のレビューを実施するという IASB スタッフによる初期的な見解に同意する。
- (12) 認識及び測定の問題についての懸念は、実行可能な解決策がない可能性があることである。実行可能な解決策がない場合、認識及び測定を検討することはリソースの有効な利用にならないと考える。
- (13) 我々の地域の作成者からは、すべての無形項目を認識及び測定することは、それらの無形項目がどのように価値を創出するのかについての説明を提供することを要求するよりもはるかにコストがかかるという意見が聞かれた。
- (14) 我々の地域では、特に新興経済圏に影響することを意識して、認識及び測定の両方の要求事項が追加的なコストを生じさせる可能性があるため、コストと実行可能性の要素を考慮に入れることができるように、IASB が作成者と協議することを求める意見が聞かれた。

(開示要求の改善)

- (15) 利用者へのよりよい情報の提供と財務諸表に記載すべき情報の範囲の検討を同時に

行うことによって開示要求を改善するという IASB スタッフのアプローチには同意しない。まず、財務諸表の目的に照らして財務諸表に含めるべき情報であるかを検討すべきであり、そのうえで、財務諸表に含めることが可能であると結論した項目について、その情報に関する開示要求の改善を検討すべきと考える。この点、我々の法域の利用者から、特に無形資産に関して、どのように財務諸表の範囲（Boundary）を決定したかについて結論の根拠に記載してほしいとの意見が聞かれている。（ASBJ）

(16) 開示要求を改善する場合、現時点で利用者にとって有用ではない情報については開示を削減するアプローチを IASB スタッフは取るべきであると考え。（ASBJ）

(17) 開示は監査可能なものであるべきで、経営者による説明のような将来予測的な開示を財務諸表の中で要求することは避けるべきである。

(18) 無形資産に関連した、サステナビリティ開示と財務諸表とのつながりについての疑問は、結局、財務諸表の範囲（Boundary）の問題に行き着くため、IASB がこの点について検討することが今後より重要になってくる。

(19) 無形の資源は、個別に価値を創出するものではなく、企業の他の資産や資源と連動して価値を創出するため、IASB はコネクティビティの論点及び疑問に直面することになるのは間違いないが、我々は IASB にコネクティビティや財務諸表の範囲（Boundary）に関する作業を求めているのではない。

(20) 我々の法域の利用者は、無形の資源が、たとえ認識されていない場合であっても、価値創造にどのように寄与するのかを説明するために、特に企業結合で取得した無形資産について、意味のある開示の必要性を強調している。

(21) 認識されていない無形資産に関する開示は非常に重要な論点であるものの、どのような情報を開示するかを整理することは難しい。

(22) 我々の地域では、特に自己創設無形資産や、費用処理又は資産化した金額に関する情報に関連して、開示の改善が必要であるという意見が聞かれた。

(23) 開示の要求事項の改善に関しては、現時点では個別の開示の改善を優先し、その他の改善は後で取り組むアプローチを支持する。このアプローチによって、伝統的な無形資産に係る緊急の開示の改善を現状では優先し、他の改善については後で検討することができる。

(24) 我々の法域の利用者及び作成者から、特にデジタルデータ及びプラットフォーム型の無形資産などの新種の無形資産に注目している場合には、プロジェクトのライフサイ

クルに関する情報をさらに検討すべきであるという意見が聞かれた。

(25) 利用者の情報ニーズに基づいて追加的な開示を要求する場合には、それが実行可能であるとともに運用可能であり、コストが便益に見合うことを確認できることが非常に重要であるとする。

(26) 本日の議論で聞かれたのは、開示の問題がコストとの対比でどれだけ緊急性があるのかの相違だと考える。IASB がさらに検討する必要があるのは、開示を優先的に検討する必要性が現時点においてどれだけ高いのかという点である。(IASB 理事)

(投資目的で保有する無形資産)

(27) IASB スタッフは、投資目的で保有する無形資産に対する利用者からのフィードバックは限定的であったとしている。しかし、これまでの ASAF 会議などでも利害関係者の懸念が聞かれていることを踏まえると、アウトリーチの範囲が十分に広範かつバランスのとれたものでない可能性を懸念している。このトピックの検討開始を先送りとする IASB スタッフの初期的な見解には同意できない。IASB は、第 4 次アジェンダ協議を待つ必要はなく、暗号資産や排出物価格設定メカニズム（以下「PPM」という。）を含む投資目的で保有する無形資産のプロジェクトを適時に開始するためにリソースを利用できるかについて検討すべきである。(ASBJ)

(28) 投資目的で保有する無形資産を優先して進めてほしい。

(29) 暗号資産及び PPM については、別のプロジェクトとすべきである。

(30) 投資目的で保有する無形資産の会計処理について、テストケースを用いた原則主義のアプローチを支持する。

(31) 我々の利害関係者は、テストケースを用いた原則主義のアプローチを支持している。ただし、カーボン・クレジットや暗号資産などのテストケースは、無形資産だけに限定できないより広範な会計区分を示す可能性があるとして述べている。

(32) 我々は、暗号資産及びカーボン・クレジットはテストケースを通じて検討すべき新種の無形資産の一部であると考えており、別個に検討すべきではない。

(33) 我々の地域では、暗号資産及びカーボン・クレジットについて、利用者は可能な限り早期の対応を求めている一方で、作成者は変更への準備が必要になるため早期の対応を望んでおらず、見解が分かれている。

(34)暗号資産又は PPM については、認識ではなく測定の問題である。

(35)我々の法域では、例えば暗号資産や PPM、環境クレジットについて、意思決定に有用な情報が測定を通じて投資家に提供されていないというフィードバックを聞いている。暗号資産及び環境クレジットについては、我々の法域においてガイダンスを公表したので、活用していただければ幸いである。

IV. 金融機関におけるキャッシュ・フロー計算書に関する UKEB のプレゼンテーション

議題の概要

10. 本セッションでは、UKEB による、金融機関のキャッシュ・フロー計算書に関するリサーチ結果の発表が行われた。
11. ASAF メンバーに対する質問は、次のとおりである。
- (1) ASAF メンバーの法域において英国と類似する規制の枠組み² (例えば、バーゼル規制) が金融機関に適用されるか。
 - (2) 金融機関に関する UKEB のリサーチ・ペーパーにおける気付事項及び提案についてコメントはあるか。
 - (3) UKEB の気付事項及び提案の中で、ASAF メンバーが共感するものはあるか。
 - (4) UKEB の気付事項の中で、ASAF メンバーの法域における気付事項とは反するものはあるか。
 - (5) UKEB の提案の中で、ASAF メンバーに懸念を生じさせるものはあるか。

ASAF 会議での議論の概要

12. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

(全般)

- (1) 金融機関のキャッシュ・フロー計算書には限界があるという点に賛同しており、UKEB の提案は今後の取組みとして必要となる長期的かつ深度ある議論を行う上で有益であると考えている。
- (2) 金融機関においても、現行のキャッシュ・フロー計算書には一定の価値があると考えている。また、金融機関におけるキャッシュ・フロー計算書の目的は、流動性及び支払能力の確保にあり、これを適切に反映するためにキャッシュ・フロー計算書の作成方法を改善する余地があると考えている。
- (3) 非金融機関に関して提案されているキャッシュ・フロー計算書の改善については期待が寄せられているものの、金融機関にとっては当該改善が機能しないと考える。非金

² ASAF 会議の AP3 のスライド 15 に、英国における金融機関に対する規制の枠組みが示されている。

融機関に対するキャッシュ・フロー計算書の改善を早期に適用するためにも、金融機関に対するキャッシュ・フロー計算書の改善は別のプロジェクトとして位置付けて財務諸表利用者が何を要求しているのか検討することが考えられる。

- (4) 我々の法域における会計基準の見直しにおいて、利害関係者からはキャッシュ・フロー計算書の有用性を疑問視する意見があった一方で、キャッシュ・フロー計算書に関する基準を廃止すべきでないという意見も多く聞かれた。この点を踏まえると、何らかのガイドライン等が必要であると考ええる。
- (5) 会計基準を見直したとしても、規制又はその他の法令において特定の情報の開示が要求される可能性があることから、この点を考慮したより広い視野での検討を行うことが考えられる。
- (6) コングロマリット型の企業について検討を行うと議論が進まなくなる可能性があることから、現時点ではコングロマリット型の企業を考慮せずに進めることが考えられる。(IASB 理事)
- (7) ((6)の発言に関して) コングロマリット型の企業については、後で検討する提案に賛同する。一方で、適用範囲について運用上の懸念も考えられるため、他の提案があれば教えていただきたい。(IASB 理事)
- (8) ((7)の発言に関して) 今回の提案では、適用範囲を特定の規制の枠組みと結びつけることを意図的に避けている。これは、規制の枠組みは多岐にわたるためである。

(バーゼル規制等の金融機関への適用状況)

- (9) 我々の法域において、信用組合にはバーゼル規制と同様の規制の枠組みは存在しないが、銀行にはバーゼル規制に一部の修正を加えた枠組みが存在する。また、保険について、ソルベンシー II を採用しておらず、損害保険会社、住宅ローン保険会社及び生命保険会社の 3 つの異なる規制の枠組みが存在している。
- (10) 我々の法域では、バーゼル規制やソルベンシー規制と同様の枠組みが存在する。
- (11) 我々の地域の国々は、バーゼル規制に合意しているが、マクロ経済状況やより保守的な政策といった各国固有の条件に合わせて規制の枠組みを調整している。
- (12) UKEB の気付事項及び課題は我々の法域の金融機関にも当てはまる。我々の法域においても、銀行はバーセル規制の枠組みに従っており、投資家及び規制当局も規制指標を重視している。

(簡素化されたキャッシュ・フロー計算書の提供)

- (13) 金融機関のキャッシュ・フロー計算書について簡素化を行う UKEB の提案に賛成する。
- (14) 金融機関のキャッシュ・フロー計算書は、必ずしも事業実績や財務健全性を反映するとは限らず、非金融機関に比べて有用性が乏しいと考える。したがって、我々の地域の利害関係者からは、適切な注記により情報を補足した上で、簡素化されたキャッシュ・フロー計算書を導入するという方向性に賛同する意見が聞かれた。
- (15) 我々の法域又は地域の財務諸表利用者からは、金融機関のキャッシュ・フロー計算書を利用していないという意見が聞かれている。したがって、キャッシュ・フロー計算書の作成を完全かつ無条件に免除すべきであると考えている。
- (16) 我々の法域の財務諸表作成者からは、キャッシュ・フロー計算書の作成を完全に免除するか、又は既にシステムが整備されており不都合は生じていないことから現状を維持することを希望する意見が聞かれている。簡素化はかえって追加的なコストを発生させるが、UKEB の調査において、作成者は簡素化に賛同していたのかを教えていただきたい。
- (17) ((16)の発言に関して) プレゼンテーション資料で提示したのは、保険会社の事例であり、簡素化されたキャッシュ・フロー計算書に関する具体的な提案ではない。当該事例を提示したのは一部の金融機関が既に投資家に対して有益な情報を提供し始めていることを示すためである。
- (18) 投資家から質問を受けたことがないことを理由に、キャッシュ・フロー計算書は有用性が低く、作成する意義が乏しいとする見方は金融機関に特有のものではない。仮に金融機関に対して免除を認めると他の企業に対して免除を認めない理由を正当化する必要が生じ、予期せぬ結果を招く可能性がある。
- (19) 投資家がキャッシュ・フロー計算書を利用していないとしてもキャッシュ・フロー計算書を作成する価値がないわけではなく、作成する価値がある方法を検討する必要がある。
- (20) 主要な規制指標と財務諸表の差異を説明する調整表から得られる情報と簡素化されたキャッシュ・フロー計算書から得られる情報は異なるものであり、別個の論点である。
- (21) ((20)の発言に関して) 我々は、主要な規制指標と財務諸表の差異を説明する調整表と簡素化されたキャッシュ・フロー計算書を別物とは考えていない。金融機関の場合

は、事業活動によって生み出された資金と、事業活動そのものである資金とを区別することがキャッシュ・フロー計算書の目的であると考えており、規制指標との調整は当該目的を達成するための方法である。

- (22) 金融機関に特有の取扱いの適用範囲を定めることは非常に困難であり、特にコングロマリット型の企業の取扱いが難しいと考えている。我々の法域では IFRS 会計基準の適用対象を決定する際に「公的説明責任」という考え方を採用しており、適用範囲を定める際の参考になる可能性があると考ええる。

(主要な規制指標と財務諸表の差異を説明する補足的な開示又は調整表)

- (23) 我々の地域の利害関係者からは、主要な規制指標と財務諸表の関係性を説明する開示を支持する意見が聞かれた。ただし、当該開示について完全な調整を要求するのではなく、主要な相違点を説明することに重点を置くべきであるという意見も聞かれた。
- (24) 我々の法域では間接法が広く採用されていることから、顧客からの現金収入等の重要なキャッシュ・フロー情報が開示されない場合があり、キャッシュ・フロー計算書に含まれる情報の有用性について疑問を呈する投資家もいると考えている。このような状況を踏まえ、主要な規制指標と財務諸表の差異を説明する補足的な開示又は調整表の検討を支持する。
- (25) 規制上の開示とキャッシュ・フロー計算書の調整は、困難であると考ええる。
- (26) 補足的な開示情報の有用性について同意する。また、現時点においてこれらの補足情報はどの程度利用可能なのか教えていただきたい。(IASB 理事)
- (27) ((26)の発言に関して) 情報価値を認識している一部の企業は自主的に情報を提供しているが、提供方法に一貫性がなく、これが調整表の開示を提案した理由の一つである。
- (28) 一部の規制指標との調整表について、我々の法域では経営者による説明や規制報告に含まれていることから、調整の対象となる規制指標を限定する必要があると考ええる。
- (29) 規制指標は特定の時点に重点を置いているが、キャッシュ・フロー計算書は時の経過に伴う業績を示すものである。規制指標とキャッシュ・フロー計算書のつながりを明らかにすることが有用であることは理解しているものの、それがキャッシュ・フロー計算書に関する課題にどのように対応するのかについては検討が必要であると考えている。(IASB 理事)

(30) 会計基準に基づく数値と未監査の規制指標に関する調整に対して、監査人が監査意見を表明することになる場合の対処方法について考えを伺いたい。

(31) ((30)の発言に関して) 経営者が定義した業績指標のように、財務諸表外で開示している情報を財務諸表の中に引き入れるのと類似した論点であると考えている。この点、保証上の課題を有するが、我々の法域においてはこれらの規制指標は監査に相当するほどの厳格な審査を受けており、大きな懸念はない。また、一部の企業では、規制指標と調整した情報を開示している事例があり、利害関係者からは有用であると評価されている。一方で、財務諸表作成者からは、監査の対象範囲が大幅に拡大することへの強い懸念が聞かれている。

(現金同等物の定義)

(32) 現金同等物の説明に含まれている「満期が取得日から3か月以内といった短期」という閾値を削除する UKEB の提案について、我々の法域の利害関係者からは、実務上の多様性及び不整合が増大し、金融機関が保有する現金及び現金同等物に対する投資家の理解に影響を及ぼす可能性があるという懸念が聞かれている。したがって、当該閾値が不十分であったとしても、削除しない方が望ましいと考えている。

(33) 現金同等物とバーゼル規制における適格流動資産は全く異なる概念であり、これらを混同することで新たな問題が生じることを懸念している。特に満期分析について、2つの異なる概念をどのように整合させるのか疑問である。(IASB 理事)

(34) ((33)の発言に関して) 満期分析に関する疑問について同意するものの、現金同等物に関する3か月以内というガイダンスを廃止し、会計方針に関する開示要求と組み合わせれば、十分な情報を提供できる可能性があり、満期分析に関する開示は不要となる可能性があると考えている。

V. キャッシュ・フロー計算書及び関連事項

議題の概要

13. 本セッションでは、金融機関のキャッシュ・フロー計算書に関する初期的な調査及び活動に関するアップデートを提供するとともに、金融機関のキャッシュ・フロー計算書に関連するプロジェクトの進め方について ASAF メンバーからの意見を求められた。

14. ASAF メンバーに対する質問は、次のとおりである。

(1) 本プロジェクトで検討されている改善

① IASB で暫定決定した改善案の金融機関への適用可能性及びそれらについて将来検討する可能性がある方法に関する IASB スタッフの初期的な分析に同意するか。

② 次のことに関連して、金融機関のための考え得る調整について提案はあるか。

ア. 財務活動から生じた負債の変動に関する開示

イ. 運転資本である資産及び負債の非資金変動の開示

(2) 免除、表示の要求事項及び開示要求

① IASB が次のステップを検討する上で、考え得るアプローチ³のうち、ASAF メンバーの法域において最も有益又は困難となるものはどれか。

② 考え得るアプローチのそれぞれについて、次の点に関する意見はあるか。

ア. 識別されたリスク及び課題に対処する又はそれらを軽減する方法に関する提案

イ. 免除又は要求事項の範囲に関する提案又は懸念(例えば、ASAF メンバーの法域に固有の規制又は法律)

(3) 次のステップ

2026 年第 3 四半期にこのトピックに関するアウトリーチを IASB が実施するにあたり、協議すべき業界団体又は他の利害関係者について助言はあるか。

ASAF 会議での議論の概要

³ ASAF 会議の AP4 のスライド 22 から 24 に示されている。

15. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

(IASB が暫定決定した改善案の金融機関への適用可能性)

- (1) IASB の初期的な分析に関して概ね同意する。
- (2) 改善案について、コストと便益の観点から更なる分析が必要である。
- (3) 改善案は金融機関には関連性が乏しいと考える。
- (4) 我々の地域の利害関係者からは、非資金変動の開示については、重要かつ非定型の取引に限定し、集約した開示や既存の開示事項との相互参照を容認することを提案する意見が聞かれている。
- (5) 金融機関のキャッシュ・フロー計算書の有用性を高めるためには、改善案の金融機関への適用可能性や免除について判断する前に、どのような情報を開示すべきかについて検討する必要があると考える。
- (6) 改善案における追加の開示について、作成のためにコストがかかる一方で、財務諸表の他の開示や Pillar III での開示と重複する情報もあり、コストに見合うだけの便益があるのか疑問である。
- (7) 我々の法域において、銀行及び保険業界の利害関係者からは追加的な開示について否定的な意見が聞かれている。これらの利害関係者は、「財務活動から生じた負債の変動に関する開示」は既存の流動性及び支払能力に関する開示で十分であり、「運転資本の非資金変動に関する開示」については有用性がないと考えている。
- (8) 「財務活動から生じた負債の変動に関する開示」について、金融機関の資金調達源は多様かつ複雑であるため、すべての資金調達源を調整表に組み込むことは困難であり、調整表の有用性は限定的であると考え。我々の法域の利害関係者からは、開示にあたって、財務諸表の他の項目で開示されている場合には当該開示を省略することや、短期かつ高頻度の資金調達活動については純額ベース又は集約した形で開示することを提案する意見が聞かれている。
- (9) 我々の地域の利害関係者との協議では、「財政状態計算書、純損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書のつながりの強化」について支持する意見が聞かれている。また、金融機関のキャッシュ・フロー計算書の有用性の向上のために、追加の開示が必要であると考え。

(金融機関に対する免除や特有の要求事項)

特有の取扱いを定める金融機関の範囲

(10)「金融機関」という定義は広すぎるため、特有の取扱いの対象となる固有のキャッシュ・フローの特性を明確に定義することが重要だと考える。また、当該特性に該当するかについては、金融業のみならず非金融業についても検証されるべきである。

(ASBJ)

(11)我々の法域又は地域の利害関係者からは、特有の取扱いを定める金融機関の範囲について懸念する意見が聞かれている。

(12)金融機関に対して特有の取扱いを定めるのであれば、特定の特性や取引種別を持つ事業体に限定し、特有の取扱いが適用されたことを明確に開示することを義務付けるべきであると考ええる。

免除

(13)金融業と非金融業の両方の事業活動を行うコングロマリット型の事業体を考慮すると、キャッシュ・フロー計算書の表示義務から金融機関を免除することは部分的な免除を意味することになり、現実的ではないと考える。金融機関に対する特有の取扱いについて議論する際には、コングロマリット型の事業体にも適用可能なモデルを検討すべきである。(ASBJ)

(14)企業が金融業と非金融業の両方の事業活動を行っている場合、免除の対象となるのか検討する必要があると考える。当該検討にあたっては各法域の背景に基づくより具体的なガイダンスが役立つと考える。

(15)我々の法域の利害関係者からは一部の免除はかえってコストが増加する可能性があるという意見が聞かれている。

(16)我々の法域では、キャッシュ・フロー計算書の作成様式及び要件が法的に規定されており、規制当局は金融機関から提出されるキャッシュ・フロー計算書を使用して監督を行っているため、免除は困難である。

(17)キャッシュ・フロー計算書を免除すると、財務諸表の有用性や比較可能性が低下する懸念がある。

表示に関する要求事項

(18) 営業活動、投資活動又は財務活動に関する情報を集約する案については企業間の情報の比較可能性が低下する可能性がある。

(19) 現行のキャッシュ・フロー計算書の開示を維持しつつ、分類要件を簡素化し、関連する開示要求を改善することを提案する。

補足的な開示要求

(20) 我々の法域の利害関係者からは、既に公表されている情報の開示を IFRS 会計基準で要求することに慎重であるべきであり、IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」の現行の開示要求を維持すべきという意見が聞かれている。

(21) 法域によって規制が異なることを踏まえると、規制指標の開示は財務諸表間の比較可能性を損なうことになるため、財務諸表外での開示を認める等の柔軟な対応を可能とすることを提案する。

(22) 我々の法域又は地域の利害関係者からは、流動性及び支払能力に関する情報は財務諸表外で開示されていることから重複する開示要求は避けるべきであるという意見が聞かれている。

(23) 流動性及び支払能力に関する開示が、財務諸表と適切に調整する形で提供されるのであれば、キャッシュ・フロー計算書の一部又は全部の「免除」をすべきである。

(24) 活動ベースのアプローチを金融機関のキャッシュ・フロー計算書にも適用することについて、IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」（以下「IFRS 第 18 号」という。）の「主要な事業活動」に関して IFRS 解釈指針委員会（IFRS-IC）に多くの質問が寄せられていることから、活動ベースのアプローチを採用することに懸念がある。

（アウトリーチの対象）

(25) 銀行業の利害関係者にアウトリーチを行い、銀行業特有の特性や金融機関の課題を特定したうえで、その他の金融機関にもアウトリーチを行うべきであると考え。この順番でアウトリーチを行うことで本プロジェクトを推進するための十分な根拠を得ることが期待できる。（ASBJ）

(26) 銀行及び保険会社やこれらの業界団体にアウトリーチを行うことが有益であると考え。

(27) 規制当局、中央銀行及び利用者にアウトリーチを行い、どのような情報を必要として

いるか把握することが有益であると考える。

(28) 銀行や保険会社は厳格な監督下にある業界であるため、規制当局にアウトリーチを行うべきと考える。また、コングロマリット型の事業体の問題については金融機関を傘下に持つ事業会社に出トレチを行うことが有益であると考える。

(29) 様々な法域に対してアウトリーチを行うことで多様なフィードバックを得ることができ、具体的な指針の策定において有益であると考える。

(30) 我々の地域で広く活動する銀行グループや関連団体にアウトリーチを行うことが有益であると考える。

(31) 「金融機関」の定義が明確ではないため、従来の金融機関に留まらず、拡大した範囲でアウトリーチを実施すべきである。

(その他)

(32) 我々の法域では、金融機関のキャッシュ・フロー計算書の有用性を高めるためのプロジェクトが過去にあったものの、改善策について検討した結果、コストに対して十分な便益を得られないと判断し、プロジェクトが縮小された。

(33) 複数の通貨を使用するグループ会社において実務の多様性が見られており、キャッシュ・フローに関するプロジェクトを進めるにあたっては、特に IAS 第 29 号「超インフレ経済下における財務報告」を適用している企業にもアウトリーチを実施することが有益であると考える。

VI. 料金規制対象活動

議題の概要

16. IASB は、2026 年 5 月に IFRS 第 20 号「規制資産及び規制負債」（以下「IFRS 第 20 号」という。）を公表し、2029 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から適用され、早期適用も認められている。
17. 本セッションでは、IFRS 第 20 号の公表及び適用支援のために計画されている活動について、ASAF メンバーにアップデートが提供された。
18. ASAF メンバーに対する質問は、次のとおりである。
 - (1) ASAF メンバーは、適用の支援活動を計画しているか。
 - (2) 計画された適用の支援活動において、IASB はどのように ASAF メンバーを支援できるか。

ASAF 会議での議論の概要

19. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

- (1) IFRS-IC の活用に関して、IFRS 第 20 号は専門性の高い会計分野であり、その検討には専門家の関与が不可欠である。一方で、IFRS-IC は、幅広い論点を扱う組織であることから、各法域の専門家グループや、IASB 独自の専門家組織といった専門家と連携するための仕組みを構築し、専門家グループが適用プロセス全体に関与することが望ましいと考えている。(ASBJ)
- (2) IFRS 第 20 号の要求事項を一貫して適用できるよう、また、論点の解決策の多くは各法域にも適用可能であることから、専門家グループを組織したうえで、IASB の監督下で一定の指針を提供すべきである。IASB の監督下でない場合には、各法域がそれぞれ非公開で個別に議論し、その都度 IASB の支援を求めることとなるため、効率性が損なわれ、他の法域にとっても有用なものとならないことを懸念している。
- (3) ((2)の発言に関して) デュー・プロセスの観点から、専門家グループを、基準の解釈や適用方法を変更できる存在として扱うことについては、慎重に検討する必要がある。また、移行リソース・グループ (TRG) は、権威あるガイダンスを提供することができず、デュー・プロセスの枠組みの中でどのように運営するかについて十分に留意し、慎重に検討する必要がある。一方で、専門家グループの設置自体は推奨したい

と考えており、より広い法域を巻き込んだ議論となれば、すべての利害関係者にとって有益になると考えている。(IASB Mezon-Hutter 議長)

- (4) 現行の会計基準との比較や翻訳作業などの各種プロセスが進められており、追加的な支援があれば非常に有益である。ウェブキャストは有益な手段であるが、録画内容に対して質問できない。法域ごとに新基準導入の進捗状況や直面する論点が異なるため、各地域が利用しやすい時間帯(タイムゾーン)で対話可能な支援を提供できれば、非常に有益であると考ええる。
- (5) TRG の設置による検討が最善の進め方であると考えており、国際的な協議グループに参加する我々の法域の関係者を支援するため及び企業ごとに異なる導入状況を踏まえた移行支援体制を整備するため、我々の法域では TRG を設置している。
- (6) IFRS 第 20 号は設例の数も多く、内容も充実しており有用であると評価しているが、TRG が存在しない場合に、適用上の論点を公開の場で議論するためのフォーラムが不足することを懸念している。
- (7) IASB が計画しているウェブキャストやウェビナーについては、保険契約のプロジェクトの際と同様に、会計基準のセクションごとに分けて取り上げる形が有益であると考えている。
- (8) 保険契約のプロジェクトでも後期段階で IFRS-IC に要望書が提出された論点があったが、TRG で議論された多くの論点を IFRS-IC のみで扱うことは困難であった可能性があることから、IFRS 第 20 号の個別論点を IFRS-IC で議論することには一定の難しさもあると懸念している。
- (9) IFRS-IC に関して、IFRS 第 20 号の発効直前の適用支援活動を抑制することについて、適用プロセスの混乱を防ぐ観点から、適切な判断だと考える。一方で、IFRS 第 18 号に関して、適用直前の段階でも、IFRS-IC の決定が多数公表され、未解決の論点も残っていることから、IFRS 第 20 号では同様の事態を避けたいと考えている。そのため、早期に論点を IFRS-IC に持ち込むことを考えているが、このようなリスクの回避に向けて TRG の設置が有用であると考ええる。
- (10) ((9)の発言に関して) 作成者は問題を先送りにする傾向があるため、可能な限り早く論点を提示していただきたい。(IASB Mezon-Hutter 議長)
- (11) 我々の法域でも TRG を設置することを検討しており、他の法域の TRG 間との連携を想定している。これは、他の市場の料金規制の影響を受ける企業が各法域に存在し、各

会計制度における取扱いやその方向性について相互理解を深め、作成者に十分な情報を提供する必要があるためである。ただし、IASB を避けて国際的な議論が行われているような印象を与えることを望んでおらず、IASB の役割を尊重しつつ、国際的な議論を行う方法を検討していただきたい。

(12) ((11)の発言に関して) IASB がオブザーバーとして参加し、議論を把握することに前向きであるが、デュー・プロセスとの整合性に関して、IASB がそれらの活動を「監督」ということについては懸念があり、慎重に考える必要がある。(IASB Mezon-Hutter 議長)

(13) IASB に TRG を設置してほしいという多数の支援要請を受けているが、仮に困難であっても、利害関係者の声に耳を傾け、何らかの形で適用を支援する必要があると考える。

(14) IFRS 第 20 号の影響は非常に大きいと予想しているため、規制当局や作成者との関与を重視したいと考えている。そのため、ワーキング・グループを対象とした教育セッションを実施し、さらに年末までに、料金規制当局、利用者、投資者、作成者などをできるだけ巻き込んだ IFRS 第 20 号に関するイベントや会議の開催を検討している。

(15) 初期評価では、我々の法域において、料金規制の枠組みの下で事業を行う企業は少数にとどまっている。政府が一部のセクターで価格設定を行っているケースはあるものの、関連する規制上の合意が、IFRS 第 20 号の適用範囲の要件となる補償メカニズムを含んでいるかどうかは、現時点では明確ではない。評価は継続して行っているが、現段階では、我々の法域において適用支援活動は必ずしも必要ではないと考えている。今後、影響を受ける可能性のある企業及び規制上の合意が特定されれば、その時点で、追加的な支援が必要かどうかを判断できると考えている。

(16) IFRS 第 20 号については、既にワーキング・グループを設置している。法域内に限定すると、影響範囲は限定的であり、かつ影響を受ける企業の大半は既にこのワーキング・グループに含まれているが、作成者フォーラムのようなものを設け、適用に関する論点や疑問について、より公開性の高い場で議論すべきかどうかを検討している。一方で、法域外で事業を展開している企業グループも存在するため、他の法域の状況や子会社への影響も考慮する必要がある。

(17) IASB に TRG を設置する必要性については、より概念的な論点に関して国際的な議論が必要になることが想定されるものの、現時点で強い支持は得られていない。IASB には、スタッフ参加による説明及び議論を行うことを期待しており、これにより、各法

域のフィードバックの収集や有用な適用支援策の検討につながると考えている。また、エンドースメントは今後進展する見込みであるが、現時点では重大な懸念は認識されていない。

- (18) 適用上の論点を早期に特定することは非常に重要であり、IFRS 第 20 号に関しては既に多くの ASAF メンバーの法域でワーキング・グループが設置され、論点の早期特定に向けた取組みが進んでいると考えている。これらのワーキング・グループは、各法域内で適用時に生じる実務上の論点解決、議論の国際的共有によるさらなる論点の解決及び IASB と協議する論点や IFRS-IC に要望書を提出すべき論点の特定に有効である。IASB にとっても、ワーキング・グループとの連携が、実務上のフィードバックを収集し、適用支援や IFRS-IC で解決すべき論点かどうかの検討にも役立つと考えている。(IASB 理事)
- (19) IFRS-IC の専門性に対する懸念について、これまでも IFRS-IC が扱う論点は高度で具体的かつ専門的な内容が中心であったことから、十分対応できる専門性を有しており、加えて基準開発に携わった IASB スタッフの支援も受けられることから、適切に対応できると考えている。(IASB 理事)
- (20) TRG には利点がある一方で、コスト負担やデメリットも存在するため、TRG を設置する際の判断要因は何か、どのように設置すべきか、といった点について整理することが有益であり、将来的にこの点について、議論することを提案したい。(IASB 理事)
- (21) IFRS-IC の強みは、各地域を代表するメンバーが幅広い専門的ネットワークを活用し、専門家の知見を取り入れられることである。TRG は意見交換の場であり、必ずしも結論を求めない一方、IFRS-IC は、実務の多様性に対し、明確な結論を提供する役割を担う。そのため、IFRS 第 20 号で TRG を設置した場合でも、適用時期が近づけば、最終的な判断を求める論点が IFRS-IC に持ち込まれ、IFRS-IC は、その対応に十分な専門性を備えていると考えている。(IASB 理事)
- (22) IFRS 第 20 号の原則自体はシンプルであり、適用上の課題は、各法域の規制上の合意や規制環境の違いに起因するため、各法域において対処されるべきものだと考える。個別具体的な論点は、一般性を持つようになって初めて、IFRS-IC に要望書を提出すべきであり、TRG を設置するよりも、各法域において対応することが重要であると考ええる。(IASB 理事)
- (23) IFRS-IC の取組みを高く評価しているが、解釈やガイダンスの公表まで時間を要していることが課題であり、特に、論点の広範性を確認するプロセスの迅速化が重要であ

と考えている。

(24) ((23)の発言に関して) 適用開始前である IFRS 第 18 号について、要望書が提出されてきたという事実そのものを、実務の多様性を示す証拠であると仮定しており、プロセスの迅速化のため、広範性の確認は行っていない。したがって、IFRS 第 20 号でも同様の取扱いとなると考えている。(IASB スタッフ)

(25) 現時点での決定としては、TRG を設置しないという方針であるが、複数の法域を含むワーキング・グループの構想については、個別に検討し、次回の ASAF 会議で改めて説明したい。(IASB Mezon-Hutter 議長)

(26) IASB が ASAF メンバーに期待することは、ASAF メンバーの法域において、IFRS 第 20 号の理解の向上に継続して努めることと、影響を受ける可能性のある企業に対して、自社における影響度を理解するよう促すことである。(IASB Mezon-Hutter 議長)

VII. リスク軽減会計

議題の概要

20. 本セッションでは、IASB 公開草案「リスク軽減会計 — IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号の修正案」（以下「RMA 公開草案」という。）に関する IASB のアウトリーチ及び共通するフィードバックのテーマについて ASAF メンバーにアップデートが提供された。また、ASAF メンバーの法域及び地域における関与の水準及びフィールドワークの計画、追加のアウトリーチにおける優先分野並びに IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」（以下「IAS 第 39 号」という。）の廃止案の認知度を高める方法について ASAF メンバーからのインプットが求められた。
21. ASAF メンバーに対する質問は、次のとおりである。
- (1) ASAF メンバーの法域又は地域における RMA 公開草案への現在の関与の水準（フィールドワークへの参加の意図を含む。）はどの程度か。
 - (2) ASAF メンバーの見解として、残りの協議期間中に IASB が重点を置くべき教育及びアウトリーチ活動の優先分野はあるか。
 - (3) 銀行及び保険会社以外に、ASAF メンバーの法域又は地域において IAS 第 39 号のヘッジ会計に関する要求事項を依然として適用している会社を把握しているか。また、IAS 第 39 号の廃止案について、IASB がどのようにその会社に働きかけることができるかについて提案はあるか。

ASAF 会議での議論の概要

22. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

（ASAF メンバーの法域又は地域における RMA 公開草案への現在の関与の水準）

- (1) 我々の法域では、様々な利害関係者が RMA 公開草案の提案を積極的に検討し、コメント及び提案を行っている。また、IASB によるアウトリーチ活動を支援し、規制当局、監査人、学識経験者、財務諸表作成者及び利用者を含む多様な利害関係者からフィードバックを得ている。
- (2) 我々の法域では、銀行、保険会社、監査人及び規制当局の関与の水準は高く、大規模金融機関からは相当程度のフィールド・テスト参加が見込まれている。一方、論点の専門性が高いため、財務諸表利用者への働きかけには課題がある。また、小規模な金

融機関についても関与を高めるための働きかけを続けている。

- (3) 我々の法域又は地域では、大手金融機関（銀行及び保険会社）の関与の水準が高い一方、中小規模の金融機関の関与は限定的な状況にある。
- (4) 我々の法域では、保険会社においてリスク軽減会計（以下「RMA」という。）が機能するかどうかを検討しており、一部の保険会社からは対応が難しい側面があるとの意見が聞かれている。
- (5) 我々の法域では、RMA の導入を検討している 1 つ又は 2 つの銀行がフィールド・テストに関心を示している。アウトリーチに参加した一部の銀行からは、現行の IFRS 第 9 号のヘッジ会計が実務上機能し、既に IFRS 第 9 号への対応に相当の投資を行っていることに加え、RMA がかなり複雑で相当のリソースを要すると見込まれるため、RMA の導入は検討していないとの意見が聞かれている。
- (6) 我々の法域では、銀行が積極的に関与している。また、保険会社も RMA の活用の可能性を認識している範囲で関与している。
- (7) 我々の地域では、銀行及び保険会社が 1 社ずつフィールド・テストへ参加する予定である。
- (8) 我々の法域では、1 社がフィールド・テストに参加する可能性がある。フィールド・テストへの参加にはコストを要し、現行の IAS 第 39 号について関係者から特段の不満が聞かれていないため、参加者を募ることは容易ではなかった。
- (9) 我々の法域では、銀行及び保険会社の多くが、IASB の RMA プロジェクトが我々の基準設定に及ぼす影響及び同プロジェクトから得られる知見に関心を有しているが、フィールド・テストに参加する銀行は把握していない。
- (10) 我々の法域では、銀行及び保険会社以外の産業については十分な関与を得られず、銀行及び保険会社以外への影響を把握するためのフィードバックは限定的である。また、我々の法域の小規模な銀行は IFRS 会計基準を適用していないことから、フィールド・テストに参加するのは大手銀行のうち 1 社又は 2 社程度となる可能性が高い。
- (11) 我々の法域では、財務諸表利用者へのアウトリーチ及びフィードバックの収集に苦慮している。
- (12) 我々の地域では、RMA は複雑なものであると認識されている。我々の地域の大手銀行において、RMA 公開草案の潜在的な影響について検討が行われているものの、現時点

では、その取組みは銀行内部に留まっている。また、利害関係者からのフィードバックを収集するため、地域横断的なテクニカル・グループを設置している。

(13) 我々の地域では、特定の法域において RMA に関する会合が開催されており、地域全体を対象とする会合も予定されている。また、影響を受ける可能性のある企業への周知及び積極的な参加の働きかけが行われており、今後、RMA 公開草案についての見解及び潜在的な影響に関するフィードバックが得られることを期待している。

(14) 我々の法域の中小規模の金融機関のうち、住宅金融組合については、フィールド・テストの実施支援を含めて、連携を図りたいと考えている。

(15) 大規模で高度なシステムを有する企業だけがフィールド・テストに参加した場合、小規模でシステム能力が限定された企業において RMA が機能するかを十分に確認できないため、小規模の企業からもフィードバックを得られるようお願いしたい。(IASB スタッフ)

(16) 我々の法域では、主として IAS 第 39 号に従ってマクロ・ヘッジを行っている企業に対して、IFRS 第 9 号への移行による影響及び現在のマクロ・ヘッジを IFRS 第 9 号の下でどのように報告するかについて検討するように働きかけている。一方、既に IFRS 第 9 号を使用し、IAS 第 39 号との関係が問題とならない企業については、必ずしも RMA の検討に関与するものではない。

(17) ((16)の発言に関して) RMA によって企業の実際リスク管理とより整合させることができるのであれば、それは RMA を適用することの便益である。この点について、財務諸表作成者の意見を伺いたいと考えている。(IASB Mezon-Hutter 議長)

(18) 単に RMA が複雑であるとの指摘だけでは改善案を検討することが困難であることから、複雑性を生じさせている具体的な要求事項及び考え得る代替案について、フィードバックを得られるようお願いしたい。(IASB スタッフ)

(19) フィールド・テスト参加者への支援、フィールド・テスト結果の分析及び当該結果を開示要求の検討にどのようにつなげるかに重点を置くことが有用である。

(IASB が重点を置くべき教育及びアウトリーチ活動の優先分野)

全般的な事項

(20) RMA の技術的な複雑性を踏まえ、財務諸表作成者がモデルを十分に理解し、一貫して適用することを支援するために、基礎ポートフォリオに含めることに適格な金融商品

の判断、正味金利改定リスク・エクスポージャーの決定、ベンチマーク・デリバティブの構築、指定デリバティブの判定並びにリスク軽減調整額の認識及び測定（特に、事後的な償却）について、教育及びアウトリーチで重点的に取り扱うべきである。また、モデルの主要な構成要素及び重要な判断を伴う要求事項については、詳細な説明を提供すべきである。

基礎ポートフォリオに含めることに適格な金融商品

- (21) 我々の法域において、資本性金融商品の基礎ポートフォリオからの除外は大きなテーマであり、RMA 公開草案への懸念や基準解釈の課題につながったと考えている。この点については、基準の明確化により対応できる可能性がある。
- (22) 我々の法域の利害関係者からは、基礎ポートフォリオに含めることに適格となるエクスポージャーの範囲が制限されているとの懸念が聞かれていることから、RMA の適用範囲及び基礎ポートフォリオに含める金融商品の適格要件の明確化が有用である。
- (23) 我々の法域では、RMA の適用範囲や基礎ポートフォリオに含める金融商品の適格要件に関する疑問が依然として懸念事項となっていることから、これらの分野について重点的に取り扱うことが考えられる。

正味金利改定リスク・エクスポージャー

- (24) 我々の法域では、一部の金利改定期間帯において、指定デリバティブが正味金利改定リスク・エクスポージャーを超える場合の取扱いが論点となっている。

指定デリバティブ及びベンチマーク・デリバティブ

- (25) 我々の法域又は地域における利害関係者からは、リスク管理目的で使用する非線形デリバティブの取扱い及びベンチマーク・デリバティブの構築が課題として示されている。
- (26) 我々の法域では、基礎ポートフォリオ又は指定デリバティブ自体にオプション性がある場合の取扱い（RMA への移行措置を含む。）については、利害関係者から質問が寄せられている。
- (27) 教育及びアウトリーチの優先分野として、ベンチマーク・デリバティブの構築及び複数のベンチマーク金利を含むポートフォリオの取扱いが挙げられる。後者については、他の論点よりも多くの意見が聞かれている。
- (28) 我々の法域の利害関係者からは、ベンチマーク・デリバティブの構築及び更新、予想

外の変動の意味並びに当該変動の反映方法が明確ではないとの意見が聞かれている。

(29) ベンチマーク・デリバティブとリスク軽減調整額の超過額の評価との相互作用について、重点的な教育が必要である。

(30) 我々の法域の利害関係者からは、オーバーヘッジに関する懸念が聞かれている。この点については、基準の明確化により対応できる可能性がある。

正味金利改定リスク・エクスポージャーの予想外の変動及びリスク軽減調整額の超過額

(31) 正味金利改定リスク・エクスポージャーの予想外の変動の識別や関連する論点との相互作用（具体的には、ベンチマーク・デリバティブの調整及びストレス・シナリオによる影響）が論点として挙げられる。

(32) 我々の地域の利害関係者からは、正味金利改定リスク・エクスポージャーの予想外の変動及びリスク軽減調整額の超過額の評価が主要な論点として挙げられている。また、フィールド・テストを実施している利害関係者からは、予想外の変動に関する基準が不明確であり、企業ごとに異なる解釈がなされる場合には、フィールド・テスト結果の有用性を損なう可能性があることを懸念する意見が聞かれている。

(33) 我々の法域の利害関係者からは、将来の顧客行動に関する予想の変化について、正味金利改定リスク・エクスポージャーの予想外の変動として取り扱わなければならないかどうかの明確化を求める意見が聞かれた。

開示要求

(34) 我々の地域では、開示要求の範囲及び性質、並びに RMA を適用することによる主な影響の説明が重要な論点として挙げられている。

設例及びガイダンス

(35) 我々の法域において、RMA の目的については全般的に支持されている一方、IAS 第 39 号への依存度が高いことから、新たなモデルが実務において適用可能かつ監査可能で、十分なガイダンス及び実務的な設例が提供される必要がある。

その他

(36) 為替リスク、特にクロス・カレンシー・スワップの取扱いが不明確であると考える。

(37) IFRS 第 9 号のヘッジ会計と比較した RMA の利点について周知することが、RMA の適

用の促進に有用である。

(38)我々の法域では、フィールド・テストが進むにつれて、実務上の影響に焦点が当てられるようになり、RMA のコストと便益のバランスが決定的な懸念事項として浮上してきている。RMA プロジェクトが実行可能な解決策を提供できない場合には、IAS 第 39 号の廃止の再検討及び代替的なアプローチを検討する必要があるとの見解が広まりつつあるため、RMA のコストと便益について追加的な教育が必要である。

(39)RMA 公開草案には保険契約を発行する企業に関する質問が含まれているが、RMA 公開草案の文言は銀行を念頭に置いたものとなっており、保険会社の事業への適用関係が必ずしも明確ではない。このため、我々の法域の保険会社は、保険負債を RMA にどのように適合させられるのか検討している。

(40)我々の法域では、関係者は既に RMA の仕組みについて説明を受け、フィールド・テストを開始する段階にあるため、現時点で追加的な教育の必要性は高くない。また、フィールド・テスト開始後に新たな説明が示され、それまでの理解又は作業の変更を要する場合には、フィールド・テストに支障が生じる可能性がある。

(41)我々の法域の利害関係者からは、十分なインプットを得られているとの意見が聞かれていることから、追加的な教育の必要性は高くない。

(IAS 第 39 号の廃止案に関連する事項)

銀行及び保険会社以外に IAS 第 39 号を適用している企業の状況

(42)我々の法域又は地域では、銀行及び保険会社以外にも IAS 第 39 号を適用している企業が存在する。

(43)我々の法域又は地域では、多くの企業が IFRS 第 9 号を適用しているものの、一部の企業において IAS 第 39 号が適用されている。

(44)我々の地域では、一部のエネルギー関連企業において IAS 第 39 号が適用されている。

(45)我々の法域では、金融機関以外で IAS 第 39 号を適用する企業は把握していない。

(46)我々の法域では、保険会社の多くが早期に IFRS 第 9 号へ移行していると認識している。一方、銀行及びその他の企業のうち、IAS 第 39 号を適用している企業の状況については、十分な証拠を得ておらず、より確かな情報を得る方法を検討している。

IAS 第 39 号の廃止案に関する IASB の働きかけへの提案

(47)我々の法域の利害関係者は、IAS 第 39 号が廃止された場合、IFRS 第 9 号の下で可能となるヘッジ関係の指定解除及び再指定についての疑問を有していたが、IASB による説明は、その理解を深めるうえで有用であった。

(48)我々の法域では、IFRS 第 9 号及び現在提案されている RMA が自社に関係しないと考える企業に対しても、IAS 第 39 号の下で適用していた会計処理が新たなモデルにおいて対応されず、移行上の空白が生じる可能性がないかを確認する必要があることを周知している。

(49)IAS 第 39 号を適用している企業への働きかけについては、規制当局又は国際的な会計事務所を通じて行うことが有用である。

(50)IAS 第 39 号の廃止の提案に関するウェブキャストは、非金融機関への周知に有用である可能性がある。

(51) ((50)の発言に関して) RMA に関するウェブキャストの公表を計画しており、IAS 第 39 号の廃止案を含むいくつかの論点を取り上げることが予定している。(IASB スタッフ)

その他

(52)IFRS 第 9 号及び RMA が、市場におけるリスク管理実務及び企業が現在 IAS 第 39 号の下で適用している実務を十分にカバーする場合には、IAS 第 39 号の廃止を受け入れることができる。ただし、適切かつ円滑な移行を確保するには一定の時間を要する。

(その他)

(53)我々の法域の利害関係者からは、規制上の要求事項との整合性を懸念する意見が聞かれている。例えば、RMA 公開草案の要求事項における顧客行動の仮定や測定の一部について、規制上の要求事項と異なる可能性があることが懸念されている。この点については、フィールド・テストを通じて確認する必要があると考える。

(54)現行のリスク管理実務は、規制上の要求事項に沿って構築されていると考えられる。RMA の要求事項が規制上の要求事項と異なる場合には、企業は 2 つの異なるリスク管理を維持することになるため、RMA を採用する意欲が低下すると考える。

(55)関係者との対話を通じて明らかにされた提案の意図を最終基準の文言に反映し、当該文言によって提案の意図が伝わり、一貫した適用が可能となるかを検証することが、質の高い導入を確保するうえで重要である。

(56)我々の法域又は地域において、多くの保険会社が保険金融収益又は費用を純損益とその他の包括利益（OCI）に分解することを選択している。

VIII. 企業結合 — 開示、のれん及び減損

議題の概要

23. 国際会計基準審議会（IASB）は、2024 年 3 月に公開草案「企業結合—開示、のれん及び減損（IFRS 第 3 号及び IAS 第 36 号の修正案）」（以下、本章において「本公開草案」という。）を公表した（コメント期限：2024 年 7 月 15 日）。IASB は 2025 年 2 月以降、本公開草案に対して寄せられたコメントを踏まえた再審議を行っている。
24. 本セッションでは ASAF メンバーに対する具体的な質問は設けられず、IASB スタッフより、2026 年 5 月の IASB ボード会議（以下「5 月 IASB ボード会議」という。）の概要が説明された。当該会議では、企業結合の業績及び期待されるシナジーに関する修正提案のパッケージが議論され、13 名の IASB メンバーのうち 7 名の賛成により修正提案のパッケージの便益はコストを正当化するであろうと暫定決定された。内容は、下表のとおりである（本公開草案の提案からの（追加）（削除）は赤字で示している。）。

取得日		取得日後	
企業結合の業績に関する情報（業績情報）			
サブセットの企業結合に関する主要目的	S	E	S <

S:サブセットとして識別された企業結合に対してのみ要求、 E:免除が適用可

業績情報：サブセットを識別するための閾値	開示の免除の対象
・収益の 10% ・~~営業利益の 10%~~ (削除) ・総資産の 10% ・~~定性的な閾値~~ (削除)	・企業結合の主要目的又は目標のいずれかに対して、開示が重大な不利益をもたらす場合又は ・開示を行うことが法律/規制上の要求事項に違反することになる場合 (追加)

25. 本セッションの冒頭において、IASB の Mezon-Hutter 議長より、今回の ASAF 会議は本プロジェクトについて ASAF メンバーが意見を述べる最後の機会ではない旨の説明がなされた。

ASAF 会議での議論の概要

26. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

(プロジェクトに関する全般的な意見)

- (1) 本プロジェクトのうち企業結合の開示に係る部分 (以下「BCD」という。) については、IASB メンバーの中での賛否が分かれており、我々の地域の利用者からは免除の適用によって有用性が大きく低下するとの意見が聞かれている。また、BCD は財務諸表の範囲 (Boundary) の問題も抱えている。このため、長く続いてきた本プロジェクトについて IASB 議長の交代に伴い、何らかの変化や決定がなされることを期待しており、BCD を中止し、IASB のリソースを他の重要なプロジェクトに割くべきと考える。一方、本プロジェクトのうちのれんの減損に係る部分 (以下「GI」という。) については、我々の地域では支持されていることから、会計基準の修正の公表に進むべきである。
- (2) ((1)の発言に関して) GI については、これまでの IASB の暫定決定の内容で進めることに賛成である。
- (3) 5 月 IASB ボード会議を傍聴して、利用者の支持を得られていない状況で本プロジェクトをどのように進めようとしているのか疑問を抱いている。賛成多数であることのみをもって、5 月 IASB ボード会議の暫定決定の内容で本プロジェクトを進めることには違和感がある。
- (4) ((1)及び(3)の発言に関して) 基本的に同意する。5 月 IASB ボード会議の暫定決定の内容は、開示要求が過剰に削減された内容になっており利用者にとっては有用性が

損なわれていると考えられるため、便益がコストを上回るとは見込まれない。

- (5) ((1)、(3)及び(4)の発言に関して) 基本的に同意する。開示要求には、財務諸表よりも「経営者による説明 (Management Commentary)」で開示することが相応しい事項が含まれていると考える。
- (6) 我々の地域では、開示が要求される事項に対する監査可能性に懸念が示されている。また、これらの事項が財務諸表内で開示すべき内容かどうかについて引き続き、賛否が分かれている。
- (7) 開示要求には、財務諸表よりも「経営者による説明」で開示することが相応しい事項が含まれていると考えており、また、期待されるシナジーについて区分ごとに開示を要求することはシナジーという概念に馴染まないと考える。
- (8) (5)から(7)の発言で示された監査可能性や財務諸表の範囲 (Boundary) に関する懸念はこれまでも聞かれており、これらは期待されるシナジー情報と企業結合の目標を開示することに関連する。また、IFRS 第3号「企業結合」の適用後レビューにおいては企業結合後の業績情報の開示が不十分であるとの懸念が示されていた。これらを総合すると、BCD を中止する前に、期待されるシナジー情報と企業結合の目標の開示を取り下げ、企業結合後の業績の開示のみを維持することが考えられる。(IASB 理事)
- (9) ((8)の発言に関して) 仮に期待されるシナジー情報と企業結合の目標について開示を要求しないこととした場合、企業結合後の業績のみが開示されることが利用者にとって有用であるかどうかを確認したい。
- (10) ((9)の発言に関して) 利用者からは、企業結合の目標は企業結合後の業績を適切な文脈に位置付けて評価するための重要な情報であるとの意見が聞かれている。(IASB 理事)
- (11) IASB が本プロジェクトを今後も継続して審議するのであれば、1つの考えとして、開示を要求する事項を、財務諸表に認識されている事項に基づくものとしてはどうか。

(サブセットを識別するための閾値)

- (12) (11)のほかに、IASB が本プロジェクトを継続して審議する方策として、サブセットを識別するための閾値を、機械的なものではなく、企業が判断に基づいてサブセットを識別できるように、指針を示すものとしてはどうか。
- (13) サブセットを識別するための10%の閾値は低すぎる可能性があり、非常に多くの企業

結合が捕捉されてしまうことが懸念される。

(14) (13) の発言とは反対に、ほとんどの企業結合が捕捉されないことを懸念している。

(IASB 理事)

(15) ((13) 及び(14) の発言に関して) 同じ閾値の影響が企業の規模によって異なると考えられるため、両者の見解が異なるのは、それぞれが着目している企業の規模の相違によるものとする。

IX. プロジェクトの近況報告と次回 ASAF 会議の議題

議題の概要

27. 本セッションでは、IASB のプロジェクトの近況報告と、2026 年 10 月 1 日及び 2 日に開催予定の次回 ASAF 会議で取り上げる議題についての議論が行われた。

28. AP においては、2026 年 10 月 1 日及び 2 日に開催予定の ASAF 会議の議題として以下が提案されている。

- (1) キャッシュ・フロー計算書及び関連事項
- (2) 無形資産
- (3) 引当金一時的を絞った改善[暫定的]
- (4) 企業結合に関する AcSB のプロジェクト

ASAF 会議での議論の概要

29. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

- (1) AP で提案されている「(4) 企業結合に関する AcSB のプロジェクト」は、AcSB が、取得日における公正価値による会計処理が意思決定に有用な情報を提供するかどうかに関する調査結果を紹介するものである。また、AP に記載した内容のほかに、償却原価測定、RMA 及び料金規制対象活動についても議題として取り上げたい。(IASB スタッフ)
- (2) キャッシュ・フロー計算書及び無形資産を議題として取り上げることについては歓迎する。イスラム金融やイスラム金融商品に対する IFRS 会計基準の適用、特に分類測定についても議題として取り上げてほしいという意見もあった。
- (3) ASAF 会議の議題や資料が公開されるのが会議の直前であり、この短い期間で議論することが困難である。議題の内容が明らかになった段階で、随時情報を公表してほしい。
- (4) ((3)の発言に関して) ASAF 会議は単に IASB での議論の内容を報告するわけではなく、ASAF メンバーの意見を IASB での議論に反映させるものであるため、議題の内容は IASB での直近の議論を反映したものとなる。ご指摘の点は検討するものの、議論の期間を長期間確保することは難しいことはご理解いただきたい。(IASB スタッフ)

- (5) 我々の地域では RMA に関する予備的なフィードバックを共有してほしいという要望があり、RMA を議題として取り上げることに賛同する。また、料金規制対象活動に関するフォローアップにも期待している。
- (6) 我々の法域は「IAS 第 12 号『法人所得税』が適用される税金費用又は税金収益ではない税金又はその他の費用の表示」プロジェクトにおいて、意図しない結果が生じる懸念があるため、10 月の ASAF 会議において本プロジェクトについて議論する意義があると考ええる。
- (7) 財務諸表の範囲 (Boundary) については、無形資産の開示や「企業結合 — 開示、のれん及び減損」プロジェクト等の様々な場面で論点となっており、横断的な課題となりつつある。ASAF 会議でこの点について議論することで IASB に有益な意見を提供できると考える。

以 上